



性暴力被害者の支援に何が必要か

法律から見えてくる性暴力の問題

講師

後藤弘子さん

(千葉大学大学院専門法務研究科)

日時：7月7日（火）10時～12時

会場：市民ネットワーク千葉県 4階会議室

参加費：500円

性暴力（強姦、強制わいせつ、DV、性虐待など）は、「魂の殺人」とも言われ、その心身の回復には長い時間がかかります。他の被害に比べて、警察への被害届が少なく、認知されにくい状況です。また、被害を認知されたとしても、被害者への理解が不十分で、さらに傷つける結果になることも少なくありません。

今回は、支援のあり方を考えるとともに、「ストーカー法」「配偶者暴力防止法」等の法律の問題を専門家から学びます。後藤さんは、昨年発足したワンストップ支援のための「千葉県性暴力被害支援センターちさと」の副理事長でもあります。「ちさと」の活動もお聞きます。



主催：市民ネットワーク千葉県

(担当：ジェンダープロジェクト)

Email chiba@ken-net.gr.jp
TEL 043-201-1051